

国の研究開発評価の推進

1. 国の研究開発評価に関する大綱的指針（改定案）
2. 国家的に重要な研究開発の事後評価結果（案）
「日本海溝海底地震津波観測網の整備及び緊急津波速報（仮称）に係るシステム開発」

平成 28 年 12 月 21 日
総合科学技術・イノベーション会議

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」改定案のポイント

改定の経緯

- 研究開発のPDCAを効果的に回すためには、計画の立案や実行に加え、その評価も極めて重要。
- CSTIでは「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月6日）として、国の研究開発評価に関する基本的事項を定めており、各府省ではそれに沿った評価指針等に則って評価を実施。
- 指針は、科学技術基本計画の策定のたびにその主旨に沿った改定を実施。

改定の方向

第5期科学技術基本計画を踏まえ、イノベーション創出を促進する評価手法を導入する。

主な改定点

1. 実効性のある『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進

- イノベーション創出に向け、あるべき社会の姿を政策・施策等の目的として設定し、その実現に向けて必要な活動を組み合わせた「プログラム」単位で研究開発を推進。
- 政策目的と現状のギャップを埋めるための活動や、期待される効果・効用等を時間軸に沿って描いた「道筋」の作成を促し、その妥当性を評価。

記述の
充実化

2. アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発の促進

挑戦的（チャレンジング）な研究開発や実施期間の長い研究開発、イノベーションを生むためのマネジメント（実施主体の長の役割や責任等）の評価に係る留意事項を新たに追加。

新規
追加

3. 研究開発評価に係る負担の軽減

政策評価法等との整合、評価結果の活用・共有を図る等、留意事項を可能な限り具体化。

具体化

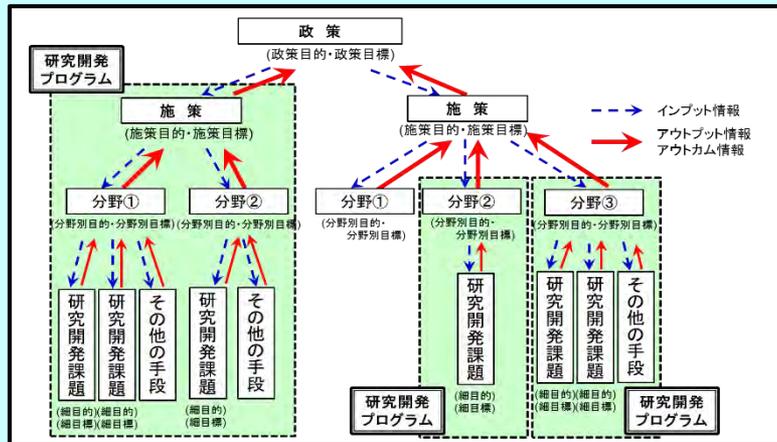
(参考) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」改定点の概要

- 評価は受動的なものではなく、その後の意思決定に活かしていくためのもの。【評価の意義】
- あらゆる関係者は、評価の意義を再認識する必要がある。【意識改革】
- 関係者が高い当事者意識を持ちつつ自らの責任のもとで自発的に対応することを促すものである。

1. 実効性のある『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進

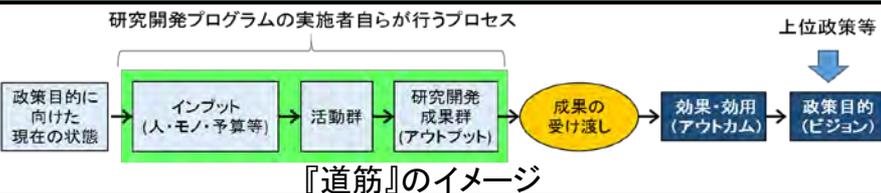
『研究開発プログラム』とは

研究開発が関連する政策・施策等の目的(ビジョン)に対し、それを実現するための活動のまとめ



『研究開発プログラムの評価』とは

政策立案者や推進する主体等の行動及びその結果について評価する。評価のポイントは、『道筋』の妥当性やアウトカム目標の達成状況、マネジメント等



2. アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発の促進

・挑戦的(チャレンジング)な研究開発の評価

直接的な成果だけでなく、副次的成果や波及効果、技術的限界やノウハウ等の知見、プログラム全体として得られた成果の大きさ等も評価

・実施期間の長い研究開発の評価

一定期間ごとに目標の再設定や計画変更要否を確認

・イノベーションを生むためのマネジメント

実施主体の長及びそれをサポートする者の役割・権限・責任を明確化するとともに、そのパフォーマンスを評価

3. 研究開発評価に係る負担の軽減

・政策評価等との整合

研究開発評価を政策評価法等と整合するように取り組むことで効率化を図る

・評価結果の活用・共有

評価結果を次の政策・施策の立案、資源配分に反映し、政策推進のほか、研究者の意欲向上につなげる。

・評価のためのリソースの確保

エビデンスに基づく実効性のあるPDCAの確立に向け、人、予算、データベースなどのリソースを確保する